

山口県獣医師会会報

Monthly Report of the Yamaguchi
Veterinary Medical Association

第 731 号 令和 4 年 4 月

令和 3 年度第 2 回小動物講習会開催報告

小動物部会長 大黒屋 勉
(岩柳支部 みさお動物病院)

去る2022年3月20日(日)に山口市の防長苑において開催されました、令和3年度第2回小動物講習会についてご報告させていただきます。

第1回と同様に対面での講習会を開催するにあたり、健康チェック表の記入や入室前の検温と消毒など感染防止対策が実施されました。

今回の講習会では、酪農学園大学、獣医学群獣医学類、獣医麻酔学ユニット准教授の佐野忠士(さのただし)先生に「実践!麻酔学」という演題でご講演頂き、会員獣医師33名の他、動物看護師8名と学生4名の方々にもご参加頂きました。

佐野先生には動物看護師様も聴講できる内容という要望を講義に反映して頂きました。安全な麻酔の維持管理は「チーム獣医療」が重要であることは言うまでもありません。

講義の前半では麻酔モニタリングについて、計器が示す数値の読み方や意義などを詳しくご説明頂きました。また、数値の変化から導かれる異常や対処

法をチャート等で解りやすくご講義頂き、麻酔初学者にとっても非常に役立つ実践的な内容であると感じました。

後半ではケーススタディや「ショックの治療」、「痛みの管理」などについてご講義頂きました。いずれもデータに基づく論理的な思考が一貫しており、非常に納得のできる内容でした。

午前、午後と長時間に渡る濃い内容のご講演を頂きました佐野先生には会を代表して感謝の意を表したいと存じます。

山口県獣医師会小動物部会としては今後の講習会においても動物看護師の皆様と共に学べる場を提供させて頂きたいと考えております。本年度は講師をお招きしての対面式講習会を無事に2回開催させて頂くことが出来ました。ご参加頂きました皆様、また開催にご尽力頂きました事務局様に改めてお礼申し上げます。今後とも小動物講習会へのご参加とご協力を宜しくお願い申し上げます。



佐野忠士講師



司会を担当した大黒屋部会長



質問される宇部厚狭支部の羽迫先生



会場の様子

家畜衛生に関する講習会の開催

山口支部 石井俊昭

(山口県畜産振興協会)

新型コロナウイルス感染症のため、馬の飼養衛生及び牛伝染性リンパ腫に関する講習会をリモートで開催しました。

1月28日(金)に、県内3会場とオンラインを合わせて35名の参加を得て、日本中央競馬会の野村基惟先生に「馬の基本的な飼育管理と其中で遭遇する疾病と対策」と題してご講演をいただきました。

講演では、馬の健康管理及び起りやすい疾病(疝痛、外傷、跛行)と対処法について解説された。

馬は、暑熱環境では発汗による熱放散が多く、電解質濃度の高い汗を大量に発散するため、塩分補給(夏場は120g/日)が重要である。

疾病に関して、馬に特異的な疝痛は、消化管の構造が特徴的なことが要因で、様々な症状が認められ、対処は、早期発見、早期対応が最も重要であるが、日頃から適切な飼育管理や観察による予防が大事となる。

また、外傷の場合は、水洗で十分に異物を除去した後、傷の深さなどから縫合の適否を判断する必要があり、特に注意が必要な外傷として、冠膝、眼瞼部裂傷、蹄冠躡傷、血腫があり、対処法と合わせて解説された。

最後に、跛行の診断では、観察、触診、歩様検査に加え、原因部位の確認方法として、局所麻酔の活用について紹介されました。

馬の飼育管理や診療に携わってこられた先生の話は大変解りやすく、馬に接する機会が少ない私は、

とても興味深く聞くことが出来ました。

また、2月15日(火)には、県内7会場とオンラインで51名の参加を得て、牛伝染性リンパ腫研究の第一人者である宮崎大学の目堅准教授に「牛伝染性リンパ腫(EBL)の現状と農場での感染対策」と題して講演をいただきました。

講演では、EBLの感染経路とその対策、検査方法と留意点、ウイルス量に応じた対策について解説された。

BLVの持続性感染牛のうち、30%はウイルス量が多く、無症状だが有意に乳房炎増加や枝肉量減少など生産性が低下する。

感染経路となる吸血昆虫のアブ、サンバエは、短時間の連続吸血で機械的にウイルスを伝搬するので、農場間の伝播はない。況して、蚊、ダニは感染源とならない。

従って、感染牛との距離、障壁を設け、感染リスクを低減させることが大事である。

垂直感染に関して、感染牛が生んだ子牛の18.6%が感染しており、ウイルス量の高い雌牛の場合は48.6%に上る。一方、BLVは受精卵を介した感染はないが、レシピエントが感染牛であれば可能性があるため、ET利用は控えるべきである。

一方で、初乳を介してBLVが伝搬する可能性は低く、むしろ、初乳対策である凍結加温や初乳製剤による発育不良、労働や経済的負担のデメリットの方が大きい。感染牛の初乳には、EBLウイルスとその抗体が存在し、ウイルスが優勢であれば感染が成立するが、抗体が優勢であれば成立しない。

つまり、ウイルス量の高い雌牛を繁殖に用いないこと、逆に母牛が低ウイルス量であれば自然哺乳を選択すべきである。

今回、農場は、まず検査でEBL感染状況を把握し、感染牛のウイルス量に応じた的確な対策が重要なことを改めて認識し、また、ウイルス量によって垂直感染への対応が違うなど、新しい知見も聞けて大変有意義な講演会でした。



週末農業への道

防府支部 上田 晋平
(みどりペットクリニック)

皆様いかがお過ごしでしょうか。

私はといいますと、草木芽吹く春がやってきたので去年に引き続き自家菜園を再開しようと思っています。今年は去年よりバージョンアップをして夏野菜に加え、先日シイタケ栽培にもチャレンジしてきました。

もともとシイタケ栽培は両親が趣味でやっており、高齢になり腰が痛いからやめると聞き、さらに去年亡くなった祖母の畑も誰かやらないかという話があったので、それなら自分がやってみようと思い手を挙げた次第です。

自身も初挑戦なのでざっと調べてみると、シイタケ栽培にはまず原木を伐採して乾燥させ、次に植菌作業を行う。この植菌作業も2月から3月に行うのが良いとされ、環境や原木の太さにより使用する菌も変わるとのこと。その植菌作業を終えると仮伏せを行い、その後の本伏せ、そして収穫という流れに

なるみたいです。

今回、原木は1、2年前に伐採して乾燥させてあったものを使い、まず原木に穴を空け駒菌と呼ばれる木片に菌糸を培養してあるものを打ち込むということをしました。単純作業ではあったのですが森林浴をしながら日常を忘れ気持ちが洗われるようで楽しく作業することができました。家族総出で行ったので2時間程度で仮伏せまでの工程をすることができました。今回植菌したシイタケを味わえるのは1、2年後になりますが、収穫の楽しさがより大きくなりそうです。

また自然の中ではしゃいでいる我が子を見て、こういう環境も子供にとってもいいんだろうなと思い、これから自家菜園が週末農業という形に変化し、引きこもりがちな今の自分が太陽光とマイナスイオンを浴びて心身共に健康な自分になることを目指し、頑張ってみようと思います。



〔公衆衛生・特集〕「ペットと人と環境と—共生社会を目指す—」

山口支部 中間 實徳
(山口大学名誉教授・東亜大獣医看護学コース客員教授)

2022年3月に(株)医学書院から発売された標記の記事を要約して紹介します。本記事は編集者を含む10人がそれぞれのテーマで執筆しています。

①Editorial：国立保健医療科学院の曾根智史氏：ペットと人の健康との関連では、治療・看護の過程にセラピー・アニマルが介在する「動物介在療法」も小児患者や障害者をはじめとして広がりを見せています。一方、ペットから人に感染する病気に加え

て、最愛のペットを失うことで心身の不調を来すいわゆる「ペットロス」もあります。ペットは人の健康にプラスとマイナス、両方の影響を与える存在と言えます。環境との関連では、逃げ出したり放棄されたりした外来種のペットが繁殖し、在来種の駆逐や交雑によって自然環境の生物多様性が脅かされる事態も起こっています。このようなペットを巡るさまざまな事象は、いずれも公衆衛生上大変重要な課

題であると考え、本誌として初めて特集を組むことといたしました。本特集を通じて、人とペットと環境が共生・共存できる社会への理解が深まればと思います。

②**動物愛護管理法の概要と運用**：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室の浅利達郎氏：動物愛護管理法成立までの経緯と変遷をたどると、わが国の近世の動物愛護に関する活動は明治30年代にさかのぼり、明治以降、使役用、食用などの牛馬の利用が急激に広がったことに伴い、動物の虐待が社会問題として顕在化してきたことに端を発している。1908(明治41)年に、「警察犯処罰令が制定され、1948(昭和23)年の軽犯罪法に受け継がれ、「牛馬その他の動物を叩打し、酷使し、必要な飲食物を与えないなどの仕方で虐待した者」を処罰する規定が設けられた。1973(昭和48)年に「動物の保護及び管理に関する法律」が制定された後、2019(令和元)年の動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が制定、2020(令和2)年6月1日施行では、その目的達成のためには、全ての動物の所有者又は占有者にて、逸走の防止、動物の終生にわたる適切な飼養(終生飼養)、繁殖に関する適切な措置等が必要であるとされた。また、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進では、基準遵守義務化のほか、営利を目的とせず動物の譲渡、保管、展示、貸出しなどの事業を行う第二種動物取扱業者にも準用されるとした。また、出生後56日に満たない犬猫等の販売などが制限されることとなった。動物の適正飼養のための規制強化では、犬及び猫の繁殖制限の義務化や動物虐待の厳罰化が強化された。さらに、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着、登録の義務化が行われた。

③**動物介在療法の現状—効果と課題—**：帝京科学大学アニマルサイエンス学科講師・山本真理子氏：コンパニオンアニマルと生活することによる身体的、心理的、社会的な効果は数多く報告されており、その発展として、「動物介在療法」がある。動物介在療法(Animal Assisted Therapy: AAT)は動物介在介入(Animal Assisted Intervention: AAI)と呼ばれる手法の一つである。動物介在介入とは、動物を意図的に取り入れて行われる介入の総称で、

動物介在介入には動物介在療法のほかに、関わる専門職や目的の違いによって、動物介在教育、動物介在活動、動物介在コーチング/カウンセリングと呼ばれるものがある。セラピー・アニマルの種類に

は、多くが犬であり、馬が次に挙げられる。しかし、これらの動物は動物介在療法に向けた特性(ストレスを受けにくい、人獣共通感染症が把握され、予防策が講じられている、行動を管理しやすい)を持つほか、ハンドラー(活動中に動物をコントロールし、責任が持てる人)とチームとなって活動に取り組むことが大切である。

動物介在療法に関する資格については、日本では公的資格はないが、大学や学会等が認定する民間資格はある。国際的にも統一された資格はないが、アメリカのデンバー大学はソーシャルワーク修士号を与えている教育機関である。ヨーロッパにある動物介在療法に関する国際組織(International Society for Animal Assisted Therapy: ISTAA)は、高い基準を満たした教育カリキュラムとトレーニングを認定する組織で、22団体(2021年10月現在)に及んでいる。

動物介在療法の導入と現状について、アメリカの小児がん医療のトップ20施設のうち18の施設で動物介在活動を導入していた(2016年調査)。2017年の別の調査では、90施設のうち82%の病院と98%の高齢者施設がセラピー・アニマルの受け入れを行っていた。日本では、2010年に静岡県立こども病院で、特定非営利活動法人シャイン・オン・キッズ(SOK)のプログラムでファシリティ・ドッグが初めて導入された。今後さらに普及させていくためには、動物介在療法の正しい情報の提供とコーディネーターの存在、さらにセラピー・アニマルとハンドラーの育成が必要である。

④**ペットロスに伴う心身の不調**：北里大学獣医学部講師・木村裕哉氏：「ペットロス」という言葉は1996年頃から国内で用いられるようになり、現在では広く認識されるに至っている。近年、ペットは家族と見なされ、愛玩動物ではなく伴侶動物と称されることも多い。セラピーとしての効果も期待されるほどその存在感は大きく、死別などの喪失が遺族に強い悲嘆をもたらすことは容易に想像される。失われたペットへの強い思慕に加え、不安や抑うつ、怒り、焦燥感、集中困難、パニック、孤独感、罪悪感などの心理面の変化、また時には頭痛や消化器症状、倦怠感などの身体症状をも生じる。

精神医学からみたペットロスは、遷延性悲嘆障害(Prolonged Grief Disorder: PGD)あるいは持続性複雑死別障害(Persistent Complex Bereavement Disorder: PCBDD)として提唱される人の死別の病態に

該当するものと考えられる。突然の死別などの心理的衝撃が大きい状態では、心的外傷後ストレス障害 (Post-Traumatic Stress Disorder: PTSD) に該当する可能性も考えられる。「ペットロス」に伴って生じる悲嘆反応の多くは正常なグリーフ・ワーク (Grief Work) の一貫であり、介入を要する病的な状態に至れば、それはPGD やPCBD と診断され得るということになる。現状として用いられている「ペットロス」という言葉には、正常と異常の両方の概念が混在しており、いずれの意味で述べているかは個人によって異なっている。

欧米ではペットの積極的安楽死が頻繁に行われているが、日本では最後までペットを看取するという傾向がある。ペット亡くなった場合の特徴としては、日本ではペットの葬儀は行ってもそれは飼い主やその家族のためであり、周囲の人や公の人を巻き込むことはしない。

⑤ペットの多頭飼育問題の背景と対応策：成城大学法学部教授/環境省「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討委員会」委員・打越綾子氏：犬や猫などのペットの多頭飼育問題が全国各地で悩ましい課題になっている。多頭飼育問題を起こしてしまう飼い主は、社会的孤立や家族の喪失、経済的困窮や認知症等の課題を抱えていることが多いことも分かってきた。問題解決のためには、社会福祉政策と動物愛護管理政策の同時進行的なアプローチが必要であり、官民を超えた多機関・多職種連携を模索しなければならない。こうした観点から、国レベルで「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」が設置され、2021年3月に、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」が策定された。

多頭飼育問題とは、多数の犬や猫を飼育している中で、適切な給餌給水・衛生管理ができておらず、1) 悪臭や害虫など近隣の生活環境に好ましくない問題が発生しており、2) 飼い主の生活を見ても社会的孤立や経済的困窮、セルフ・ネグレクトや時には精神疾患などの課題があり、3) 飼育されている犬や猫も皮膚炎や感染症・栄養不足で健康状態が芳しくない状態で、3つの要素が全てそろわなくても、どれか1つでも当てはまれば、ペットの多頭飼育に起因する問題状況と言えよう。多頭飼育問題の分類について、精神科医の横山は、多頭飼育問題と成人期アスペルガー症候群や自閉症スペクトラムと

の関連を考察し、崩壊型、保護型、搾取型の3つを挙げている。筆者の打越氏は法制度に基づいて3つの分類を提唱している。1つ目は、犬や猫の繁殖業者(第一種動物取扱業者)による多頭飼育問題で、これには動物を扱うプロに対する適正飼養の数値基準等に基づいて、明示的な監視・指導が必要である。2つ目は、一定規模を有する民間保護シェルター(第二種動物取扱業者)による多頭飼育問題である。限度を超えた十分な世話ができない場合に対して、無理な保護活動をさせないような抑止的な対応が必要である。3つ目は、一般的な飼い主や小規模保護活動家が、適正飼養できずに多頭飼育化するパターンである。

2021年3月に多頭飼育対策ガイドラインが公表された。それは、第1章「多頭飼育問題の定義・実情・調査結果の考察」、第2章「予防と解決に向けた具体的対応策」、第3章「各地の取り組み事例」の構成になっている。このガイドライン公表後、即座に環境省と厚生労働省から全国の都道府県に通知が出され、公衆衛生部門と社会福祉部門の連携を進めるべく各地での展開が進んでいる。しかし、「言うは易しく行うは難し」である。今後は官民を超えた多機関・多職種連携を図るために「人、動物、地域に向き合う」共通認識の構築が必要になる。

⑥ペットに関連する人獣共通感染症とその予防：麻布大学獣医学部獣医公衆衛生学第二研究室教授・森田幸雄氏：ペットから人へ伝播する感染症の発生・流行には、1) 病原体が存在すること、2) 感染症に罹患する感受性動物が存在すること、3) 病原体と感受性動物とを結ぶ伝播経路が存在することの3要素が必須である。この3要素のうち1つ以上の対策を講じることで、感染症の発生・流行を予防・抑制することができる。「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療法に関する法律」により、人の狂犬病、重症熱性血小板減少症群 (Severe Fever with Thrombocytopenia Syndrome: SFTS)、ブルセラ症、レプトスピラ症、オウム病は全数報告対象の4類感染症であるので、発生状況が把握できる。しかし、その他の感染症の発生は把握できず、数多くの事例があると思われる。

人獣共通感染症は、WHO(世界保健機関)により、「人と脊椎動物の間を自然に伝播する感染症」と定義されている。ペットは他のペットや野生動物と接触、不適切な給餌により口腔内や消化管内に病原

体を所有することもある。また、飼い主に飼育されたときにはすでに病原体を保有していることもある。これらの病原体が、創傷感染(咬傷や引っかき傷による感染)、経口感染、経皮感染、経気道感染等によって人に感染する。その病原体は感受性がある動物間で容易に伝播する。

日本で発生する可能性のある人畜共通感染症には、1) 狂犬病、2) 重症熱性血小板減少症群(SFTS)、3) ブルセラ症、4) ブルセラ症、5) 猫ひっかき病、6) パスツレラ症、7) オウム病、8) トキソプラズマ症が挙げられる。ペットと暮らす際に注意する衛生管理について、厚生労働省は「愛玩動物の衛生管理に関するガイドライン2006」を提示している。その中で、ペットと一緒に暮らす際の望ましい衛生習慣としては、過度の密接な接触は避ける、汚物や飼育ケージの清掃は標準防護具(Personal Protective Equipment: PPE)を確実に装着して作業を行い、周辺の消毒を確実に行うなどがある。また、望ましい衛生管理としては、飼育場所を清潔に保つ、外部からの動物の侵入を防ぎ、感染症の侵入を防ぐなどがある。その他の注意としては、咬み癖や引っかき癖がつかないように、ペットを温かな性格に育てるなどが挙げられる。

⑦川崎市動物愛護センターの取り組み：川崎市健康福祉局保健所 動物愛護センター所長・福田依美子氏：川崎市動物愛護センターの業務・組織の概要について、職員数は所長を含め20名で、そのうち獣医師8名と動物看護師4名を含む。業務としては、1) 動物愛護と適正飼養の普及啓蒙、2) ペットの保護と管理に関する活動、3) 殺処分削減の取り組み、4) 地域猫対策に関する取り組み、5) 民間・市民団体との連携があり、課題としては、多頭飼育、あるいは高齢者・独居・困窮世帯におけるペットの飼育については、飼い主が周囲とどのような関係性を築いているかによって、探知までの時間や状況が変化し、長期化すれば解決・改善までの道のりがより複雑化する恐れがある。センターが行政施設である以上、動物の愛護及び管理に関する法律に規定された役割を果たすことは最低限の使命である。

⑧災害時におけるペットの救護対策の現状—地方自治体の取り組みと課題—：特定非営利活動法人ANICE(アナイス)代表/公益社団法人東京都獣医師会事務局長・平井潤子氏：災害時のペット対策においては、ペットが避難できないことを理由に、飼

い主が避難しないケース、飼い主や動物の救護従事者が自宅に残してきたペットを救出するために、避難指定地域や立ち入り制限地域へ侵入する事態が深刻な問題となっている。ペットの同行避難は、「動物愛護精神」や「地域の環境対策」、「動物福祉を守る」という考え方だけでなく、「人の安全な避難」や「地域の環境対策」、「公衆衛生対策」の観点からも体制整備の必要性が問われるようになった。自治体での取り組みとしては、地域防災計画にペット同行避難に関する項を加えることや地域にあったマニュアルの策定、飼い主への啓蒙、避難所運営組織への対策の必要性の説明、ボランティアの育成などが挙げられる。飼い主の心構えと準備については、3R「準備(Ready)、避難行動と避難生活(Refuge)、飼い主責任(Responsibility)」で備える。避難所では、動物の苦手の人、アレルギー等で動物と一緒にいられない人たちに配慮し、居場所や導線を分離することでトラブルを回避する。避難所内での事故を防ぐためには、動物のそばに動物情報(臆病、咬む、触らないで等)を掲示し、動物が好きの人(触ろうとする人)に対し対策を行う。飼い主は、動物を守る飼い主責任だけでなく、社会に対する飼い主責任を有する。飼い主とはぐれた犬が群れて放浪したり、逃げ出した避妊去勢をしていない猫が繁殖してしまったり、飼い主が管理できない状況下の動物が地域や社会に迷惑を掛けることを想定して、ペットを守り社会に責任を果たせるように、飼い主はその責任において災害に備えて頂きたい。

⑨ペットと生物多様性の保全：琉球大学理学部博士研究員・塩野貴之氏/同海洋自然科学科生物系教授・久保田康裕氏：地球上には無数の生き物が生息し、莫大な生物多様性を有して、それぞれの種の個体群が環境と密接に関係し、地域固有の生態系を形作っている。生物には分布に適した生息地がある。温暖な気候あるいは寒冷な気候など、種の生息適地はさまざまである。従って、生物の分布は基本的には不均一で、地球上を見渡すと、生物種の数が多い場所あるいは貧弱な場所が存在することになる。中でも、生物多様性ホットスポットと呼ばれる地域は生物種の数が多い、その地域固有の種が多い。一般に認識されていないが、日本は世界的にも注目される生物多様性ホットスポットの1つである。生物多様性を適切に保全利用するには、さまざまな課題がある。気候変動、土地や海域の開発行為

は、広域的あるいは直接的に生物多様性を消失させる脅威である。そして、地域的な緊急の課題が外来種である。外来種とは、本来分布している原産地から人の移動や貿易に伴って、意図的あるいは非意図的に、他の地域に持ち込まれた生物である。外来種は在来生物に影響を与え、場合によっては地域固有の生物多様性を消失させる要因になる。

日本国内で飼育されているペットの多くも海外から輸入された外来種である。世界的に見るとペット市場で取引される生物は、少なくとも1万3千種、年間3億5千個体に及ぶとされている。現在、日本で野生化し分布情報が報告されている国外由来の外来脊椎動物は99種に上り、ペットに由来するのは56種(56.5%)である。内訳は哺乳類10種、鳥類25種、爬虫類5種、両生類2種、魚類14種である。これらが日本にペットとして導入された時期は、1960年代の高度経済成長期に持ち込まれた種が多い。その後、近年まで連続的に野生化している種があり、ペット輸入が外来種問題を引き起こす要因であることは疑いのない事実である。エキゾチックアニマルに関する問題点が十分に理解されず、国内的に珍しい生物種に対するニーズがある限り、今後もさまざまな種が輸入され続け、ペットとして売買され、遺棄されたペットが外来種として日本に侵入する状況は変わらないであろう。

⑩ペット産業の視点から考える人とペットの共生：一般社団法人 ペットフード協会名誉会長/一般社団法人 人とペットの幸せ創造協会会長・越村義雄氏：2020年から世界中で感染者が急増した新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより、ペット関連産業界を含む世界の産業も大きく変化している。この疾患の流行により、さまざまな変化が日本でも現れている。一般社団法人ペットフード協会の調査では、2019年から2020年の間に新たに飼われた犬は前年比14%増の46.2万頭、猫は16%増の48.3万頭で、過去5年間で最高の伸び率と飼育頭数となった(2021年現在で犬は710.6万頭、猫は894.6万頭)。人(飼い主)からペットが新型コロナに感染するとの報道から、ペット向け衛生用品や散歩から帰宅した際に使用する除菌プレーや除菌シートなど販売数を伸ばしている。コロナ禍では自宅で過ごす時間が増え、ペットに癒しを求める人が増加したが、その反面、市域放棄増加も懸念されている。

日本のペット関連産業の発展を考える時、高齢化

や人口減少といった人口問題が大きな障害となっている。2021年の高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)は29.1%、100歳以上の人口は86,510人(女性:76,450人、男性:10,060人)で、51年連続過去最多である(2022年1月総務省統計)。人口問題と高齢化は、ペット産業においては深刻な課題であり、ペット関連企業がいかに高齢者がペットと暮らせる社会を創造できるかが問われている。また、犬や猫も高齢化が進んでいる。人間の50~60歳代以上に当たる7歳以上を高齢の目安とすると、犬は全体の56.1%、猫は45.9%とどちらも全体の半数近くが高齢であった(2021年)。7~8年後には犬猫の数は激減することが予測される。動物病院でも競争が激化し、倒産やM&A(Mergers and Acquisition:合併・買収)が増加すると考える。犬・猫の世界的な飼育率は、日本と比べ欧米では犬で約2倍、猫では約3倍の数となっている(ユーロモニターインターナショナル/ペットフード協会)。欧米では、幼少期からペットと人の共生に関する授業が行われるなど動物とのふれあい活動が学校で行われており、教師の側にも動物に対する知識があるため、飼育数が多いと考えられる。

著者の越村氏は、これまで欧米各国やアジア、オセアニアを訪れていて、多くのアニマルシェルターやティアハイムといった動物保護施設やペットショップを視察している。ドイツで「Zoo Zajac:ズー・ジャジャック」というペットショップでは、毎日定期的な犬の散歩や日光浴ができるベランダなどが整備されており、消費者もティアハイムよりケアが素晴らしいという事になり、事業を拡大している。国により法律や規制も異なるが、一概にペットショップを批判することはできないであろう。

ペットとの共生のためには、1) 子供への教育強化、2) 「ワンヘルス」の概念で共生社会を実現する、3) 子どもの心をケアする施設の開設、4) ペットと一生暮らせる「タイガープレイス」(米国のミズリー州にある施設で、高齢者がペットと年を重ね、息を引き取る寸前まで自分のペットと過ごせるようになっている)、5) ペット産業は幸せ創造産業(健康産業、癒し産業、平和産業、教育産業)を充実させ、「人とペットの理想郷」づくりを現在計画している。

なお、本稿の本会報への掲載については、発行元の医学書院の許諾を得ております。

リレー随筆

「同窓会を楽しむ」

前回の白永先生の感動秘話の後で、非常に書きづらいたのですが、還暦を超えた人間としてつれづれなるままに書いてみます。

50歳を超えた頃から、同窓会に出る機会が増えてきました。子育ても一段落し、仕事にも余裕が出てくるのでしょうか。獣医学科の同窓会は自分が幹事をやることもあって、卒業以来4年に1回のペースでやってきましたが、20歳の時に福岡を離れて以来、小、中、高の同窓会とは疎遠になり、いつしか行方不明者扱いになっていました。

50歳になったある日中学校の同級生から連絡があり、同級生のKさん（女子）が今度参議院議員選挙に立候補することになったので、学年みんなで集まりたいとのこと。5月のフィリアシーズンの土曜日で忙しい時期だったので、あまり気乗りがしなかったが、熱心な同級生の誘いもあり出席することにした。

20歳代の同窓会とかは、子供の頃普通な感じだった女子がめちゃくちゃきれいになっていたりしてドキドキしたこともあったが、この年になれば特に何を期待するでもなく、むしろ頭も薄くなって少し太めになった自分をみんな分かってくれるかなって感じで会場のホテルニューオオタニへと向かった。

受付に近づくと、受付の横に何と中学校時代に自分が思いを寄せていたIさんが立っていた。彼女とは高校もいっしょだったが卒業以来一度も会ったことはなく32年ぶりの再会だった。昔の面影そのままですぐにわかった。当然私は、「来てよかった」と嬉しい気持ちになったが、中学、高校の6年間彼女とは一度も同じクラスになったことはなく、部活も違っていたので何の接点もなく、一言も口をきいたことはなかった。中学が270名、高校にいたっては450名の学年だったので、彼女にとって自分は大勢いる男子の中の一人に過ぎず、当然自分のことなど覚えていない、というかそもそも自分の存在自体を認識していないだろうというのが私の感覚だった。なのでそのまま彼女の横を通り過ぎようとしたら、「あー新田君、お久しぶり！」って彼女の方から声をかけてくれた。「えー覚えているの？」って返したら「えー当たり前じゃん」って言われて、私のテンションは頂点に達した。何よりも彼女が自分の名前を知っていたことがもう嬉しくて嬉しくてしょうが

防府支部 新田直正
(ファミリー動物病院)

なかった。2次会ではもう一生分話してやろうくらいの勢いで彼女と1時間くらいお話をさせてもらった。当然、中学時代好きだったことも告白させていただいた。不思議なもので昔だったら絶対言えなかった事が、この年になると素直に言えた。

この同窓会をきっかけに私は小学校や高校の同窓会も誘われれば、必ず参加するようになった。昔仲良かった奴はもちろん、そうでもなかった奴や一度もしゃべったことのない奴でも同級生だったというだけで、楽しく会話することができた。高校時代、サッカーのクラスマッチの接触プレイが原因で試合中ケンカになった奴がいた。もともと私の汚いヤジが原因で彼を怒らせてしまったのだけど、その後彼とは廊下ですれ違っても目を合わすこともなく、私の青春時代の暗い思い出の一つとして心の片隅に突きささっていた。その彼とある同窓会で会うことができた。昔のことを素直に詫びたが、そんな些細なことは彼は覚えてなかった。しかしそれから彼とは個人的に酒を酌み交わす仲になった。

同窓会はおもしろい。昔同じ学校に通っていたというだけで、すぐに仲良くなれる。この年になって気づいたが、自分には異常な記憶力があって（生きていくうえで全く必要のない能力だが）、昔友達と交わした会話とか部活動での対戦相手との得失点とか細かいことを覚えていて、当然同窓会では喜ばれる。そんなわけで私の交友範囲は青春時代以上に広がってしまった。

前述したKさんはその時の参議院選挙では落選したが、その後福岡県議を3期務め、昨年10月の衆議院議員選挙では見事当選を果たし、同級生初の国会議員になった。彼女も中学高校では全く接点がない人だったが、コロナ禍以前は私が福岡に帰省した時には一緒に酒を飲む小グループの一員になっていた。当選確実が出た時は自分のことのようにうれしかった。

コロナ禍で還暦同窓会も延期になったままだが、今年の秋に開催予定になったので、今の私にとっては唯一の楽しみである。

次は昨年還暦を迎えた熊毛支部の福島隆雅先生にバトンをお渡しします。

令和3年度第4回理事会開催報告

常務理事 酒 井 理

令和4年3月17日(木)13時30分から、県獣医師会館2階会議室において、令和3年度第4回理事会が開催されましたので、概要を報告します。

県内における野生いのししの豚熱感染確認により、県家畜保健衛生所関係者の急な欠席もあり、理事13名中10名、監事3名中2名の計12名の出席により、9件の議案について審議されました。

理事会における主な説明は次のとおりです。

第1号議案 令和3年度事業進捗状況の件(報告事項)については、

会員数は、3月1日現在383名で、職域別では小動物分野が最も多く146人、産業動物分野が106人、獣医公衆衛生分野が64人であること。

山口獣医学雑誌第48号を刊行し、本会ホームページに掲載したこと。

講習会・研修会では、新型コロナウイルス対策を徹底した上で、産業動物、獣医公衆衛生講習会を各1回、小動物講習会を2回開催したこと。

SFTS対策では、陽性となった5例の臨床症状を本会HPに掲載したこと。

狂犬病予防啓発ポスターは、徳山大学の「なかはらからげ」教室の協力を得て作成し、動物病院や市町・県に加え、図書館やペットショップ等にも配付したこと。

災害時動物救護・支援では、県生活衛生課が実施した「ペットとの同行避難訓練」を共催したこと。

個体識別措置の普及については、希望する動物病院に普及啓発用マイクロチップを配付したこと。

愛玩動物看護師法への対応では、(公社)日本獣医師会(以下「日獣」という。)の説明会資料等を関係会員に配付するとともに、アンケート調査を実施したこと。

本会ホームページを定期的に更新するとともに、昨年12月から募集したバナー広告には、現在4事業者が広告を掲載していること。

県獣医師会館の新規取得の検討については、3月に、第1回検討会議を開催したこと。

第2号議案 令和4年度事業計画及び事業予算(案)の件(承認事項)については、

獣医学術中国地区学会を本会主催により9月3、4日に、山口市で開催するため、来年度は県学会を開催せず、本会会員は中国地区学会での発表となること。

講習会・研修会では、新年度になってそれぞれの部会でテーマや講師等を決める予定であること。

その他の事業については、例年どおりを予定しており、傷病鳥獣保護・救護に関する県自然保護課の委託事業も今年度と同様に実施すること。

令和4年度予算は、例年の事業に加え、中国地区学会開催による事業費を計上したこと。

昨年6月末、職員1名が退職した後、新たに職員を雇用せずに事務局2人体制としたことから、給与手当、福利厚生費等を大幅に減額したこと。

年次大会及び中国地区学会が近くで開催されるため、旅費交通費を減額したこと。

第3号議案 令和4年度会費徴収(案)の件(承認事項)については、令和4年度の会費は、一般会費：年額2万円、特別会費：1頭当たり350円で、昨年度と変更無く、納入方法も同様であること。

第4号議案 資金調達及び設備投資に係る見込み(承認事項)については、令和4年度資金調達及び設備投資については、予定がないこと。

第5号議案 狂犬病予防事務に係る事故補償対策準備資金の取崩措置の件(承認事項)については、今年度指定された2名の入会金40万円を積み立て、狂犬病予防注射に関する保険、狂犬病予防啓発ポスター作成費、支部の狂犬病予防事業推進費に係る費用分を取り崩す予定であること。

第6号議案 新規加入会員の件(承認事項)については、熊毛支部に1名の新規入会希望があったこと。

第7号議案 令和4年度総会の開催の件(承認事項)については、6月12日(日)午前10時から、県セミナーパークで開催する予定であること。

第8号議案 狂犬病予防注射新規指定獣医師及び指定解除の件(報告事項)については、関係支部長から令和4年度の新規指定獣医師3名、指定解除者4名の報告があり、昨年11月に開催した小動物部会委員会で承認を得たこと。

第9号議案 獣医学術中国地区学会運営規程制定の件(承認事項)については、日獣の獣医学術地区学会運営規程が廃止され、各県獣医師会で地区学会に関する規定を制定することになり、日獣が示したモデル案に従って、本会の獣医学術中国地区学会運営規程を作成したこと。

以上、報告事項2件、承認事項7件の議案について審議していただき、承認事項議案は、全て承認されました。

なお、次回(令和4年度第1回)理事会は、5月19日(木)に開催される予定です。

会員の異動

春の人事異動により次のとおり会員が異動されました。

1. 山口県職員

退職者（令和4年3月31日付け）

河野 明 広（山口農林水産事務所畜産部 保健防疫課）

森 田 正 浩（農林総合技術センター畜産技術部）

	〈新所属〉	〈氏名〉	〈役職〉	〈旧所属〉
環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	西 藤 裕一郎	課長	環境政策課 課長
	生活衛生課	殿河内 英 雄	食の安心・安全推進班調整監	生活衛生課 食の安心・安全推進班 主幹
		三 保 裕 和	乳肉衛生・動物愛護班主査	生活衛生課 食の安心・安全推進班 主査
		西 本 忠 弘	乳肉衛生・動物愛護班主任	生活衛生課 食の安心・安全推進班 主任
		福 田 達 也	乳肉衛生・動物愛護班主任技師	生活衛生課 食の安心・安全推進班 主任技師

健康福祉部	岩国健康福祉センター (岩国環境保健所)	上 野 佳 子	保健環境部生活環境課 食品衛生班 主査	岩国健康福祉センター保健環境部 食肉検査課 主査
		中 川 仁 志	保健環境部食肉検査課 主査	岩国健康福祉センター保健環境部 食肉検査課 主任
		山 根 宏 美	保健環境部食肉検査課 主任	柳井健康福祉センター保健環境部 生活環境課食品衛生班 主任
	柳井健康福祉センター (柳井環境保健所)	田 中 雅 樹	保健環境部生活環境課 課長	岩国健康福祉センター保健環境部 生活環境課廃棄物・環境指導班 主査
		鹿 島 毅 之	保健環境部生活環境課 食品衛生班 主任	山口健康福祉センター保健環境部 食品衛生課 主任
	山口健康福祉センター (山口環境保健所)	野 村 恭 晴	山口保健環境部 主幹	山口健康福祉センター保健環境部 生活環境課 課長
		浅 沼 康 之	山口保健環境部 試験検査課 主任	生活衛生課 食の安心・安全推進班 主任
	山口健康福祉センター (防府保健所)	堀 切 裕 子	防府保健部食品衛生課 課長	環境保健センター環境科学部 専門研究員
	宇部健康福祉センター (宇部環境保健所)	堀 切 裕 治	保健環境部 主幹	萩健康福祉センター保健環境部 生活環境課 課長
		岡 田 明 子	保健環境部生活環境課 食品衛生班 主任技師	長門健康福祉センター保健環境部 生活環境課食品衛生班 主任技師
	長門健康福祉センター (長門環境保健所)	大 山 昌 志	保健環境部 副部長	宇部健康福祉センター保健環境部 主幹
		柳 谷 泰 夫	保健環境部生活環境課 食品衛生班 主査	周南健康福祉センター保健環境部 生活環境課食品衛生班 主査
	環境保健センター	松 清 みどり	環境科学部 専門研究員	山口健康福祉センター保健環境部 食品衛生課 課長
		木 下 友里恵	環境科学部 専門研究員	宇部健康福祉センター保健環境部 生活環境課食品衛生班 主任

農林水産部	畜産振興課	古 谷 知 広	主幹（生産班長）	畜産振興課 主査（生産班長）
		入 部 忠	衛生・飼料班 衛生グループ 主査	山口農林水産事務所 畜産部 病性鑑定室 主査

	〈新所属〉	〈氏名〉	〈役職〉	〈旧所属〉
農林水産部	山口農林水産事務所	中谷英嗣	畜産部 病性鑑定室 主査	下関農林事務所畜産部 保健防疫課 課長
		西本孝志	畜産部 保健防疫課 主査	農林水産部畜産振興課 衛生・飼料班 衛生グループ 主任
		木本結貴	畜産部 畜産振興課 主任	萩農林水産事務所 畜産部 保健防疫課 主任技師
		坂田芳則	畜産部 保健防疫課 主任	下関農林事務所 畜産部 保健防疫課 主任技師
		田代久宗	畜産部 病性鑑定室 主任	山口農林水産事務所 畜産部 病性鑑定室 主任技師
	下関農林事務所	原田恒	畜産部 保健防疫課 課長	萩農林水産事務所 畜産部 保健防疫課 課長
		大島毅	畜産部 保健防疫課 主査	下関農林事務所 畜産部 保健防疫課 主任
		鳴重寿人	畜産部 保健防疫課 主任	下関農林事務所 畜産部 保健防疫課 主任技師
	長門農林水産事務所	佐野裕規	畜産部 畜産振興課 主任 兼下関農林事務所 勤務	長門農林水産事務所 畜産部 畜産振興課 主任技師 兼下関農林事務所勤務
	萩農林水産事務所	村田希	畜産部 保健防疫課 課長	長門農林水産事務所 畜産部 畜産振興課 主査 兼下関農林事務所勤務
横山明宏		畜産部 保健防疫課 主任	柳井農林水産事務所 畜産部 保健防疫課 主任	

2. 山口県農業共済組合職員

〈新所属〉	〈氏名〉	〈役職〉	〈旧所属〉
北部地区家畜診療所	富田耕作	係	新規採用職員
西部地区家畜診療所	近藤浩生	係	新規採用職員

お願い

会員異動報告について

人事異動等で、会員の住所等の変更があった場合は、すみやかに所属支部事務局に「会員異動通知書」を提出してください。手続きが遅れると、「日本獣医師会雑誌」をはじめ、(公社)日本獣医師会や本会からの通知等が届かなくなりますので、よろしくお願ひします。※様式は本会ホームページに掲載

事務局だより

- 3月3日 ・ 県生活衛生課協議 (県獣会館)
- 3月4日 ・ 山口大学共同獣医学部協議 (山口大学)
- 3月8日 ・ 山口県選挙管理委員会協議 (山口県庁)
- 3月10日 ・ 第1回県獣医師会館検討委員会 (県獣会館)
- 3月17日 ・ 第4回理事会
- 3月20日 ・ 第2回小動物講習会
- 3月23日 ・ 日本獣医師会理事会 (Web参加)
- 3月23日 ・ 県自然保護課協議 (県獣会館)
- 3月29日 ・ 会報編集委員会
- 3月17日、31日 ・ 事業推進会議

次回編集委員会 4月26日(火) 13:30~

山口県獣医師会会報 第731号 令和4年4月10日 (毎月1回発行)

発行所 (公社)山口県獣医師会(〒754-0002 山口県山口市小郡下郷1080-3)
 電話 (083) 972-1174 FAX (083) 972-1554
 e-mail:yama-vet@abeam.ocn.ne.jp
 http://www.yamaguchi-vet.or.jp

編集責任者 上田晋平
 発行責任者 田中尚秋
 印刷 コロニー印刷